解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

千葉県山武郡横芝光町木戸八二〇四番地七

特定非営利活動法人高齢者共生睦会

清算人　加瀬美代子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

東京都港区南青山一丁目二六番一三―二〇六号

特定非営利活動法人こどもとマルチメディア研究会　清算人　山中　紀子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年十一月十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

名古屋市緑区八つ松一丁目二二〇一番地

名古屋市八ツ松土地区画整理組合

清算人代表　本多　耕作

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

福井県あわら市市姫二丁目二六番八号

特定非営利活動法人日本福祉むら21リタイアメントコミュニティー蓮如の郷

清算人　太子堂正悟

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により福井県知事の認可を得て、平成二十三年十月二十五日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

福井県小浜市加茂第八〇号四番地

加茂生産森林組合

清算人　権野　博治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

京都市左京区吉田中大路町四番地の三

特定非営利活動法人亜細亜老人学友協会

日本本部　清算人　福井　晟

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十月二十五日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市中汐田土地改良区

代表清算人　津野　秋誠

解散公告（第三回）

当組合は平成二十三年九月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

奈良市大森町五七番地三

天理市岩室農住組合

清算人　清水　勉

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年九月三十日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

島根県出雲市斐川町荘原二一七二番地

斐川町土地開発公社

代表清算人　勝部　勝明

配当公告

福島県河沼郡柳津町大字柳津字一王町甲三七番地

破産者　柳津事業協同組合

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成十四年（フ）第二九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三三二、三六五、八〇一円

一、配当することのできる金額

金一八、四六〇、七七七円

平成二十三年十一月十六日

福島県会津若松市西栄町一番八六号佐藤テナントビル二〇二

破産管財人　田中　創

配当公告

富山県南砺市田尻三五六番地

破産者　南礪建機株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十一年（フ）第五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四七、四三五、一三一円

一、配当することのできる金額

金四〇、一一〇、二九三円

平成二十三年十一月十六日

富山市相生町七番九号

破産管財人　大坪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道野付郡別海町中春別三五二番地

二、最後の住所北海道野付郡別海町別海九七番地の九

被相続人　亡　阿部　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

北海道野付郡別海町別海宮舞町五〇番地の一

相続財産管理人　菅原日出男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市門脇町四丁目四番地一五、最後の住所茨城県神栖市波崎九四〇五番地

被相続人　亡　宇井巳之行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十六日

宮城県石巻市日和が丘一丁目七番七号

相続財産管理人　小泉　清則

第５期決算公告

平成23年11月16日

東京都中央区八重洲一丁目７番20号

ブライトムーン中目黒特定目的会社

取締役　佐々木秀一

貸借対照表の要旨（平成23年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
特定資産		流動負債	1,057,593
固定資産	2,354,166	固定負債	734,689
その他の資産		負債合計	1,792,283
流動資産	123,763	（純資産の部）	
繰延資産	1,583	社員資本金	687,229
		特定優先資本金	100
		資本金	646,500
		剰余金	40,629
		当期未処分利益	40,629
		純資産合計	687,229
資産合計	2,479,512	負債・純資産合計	2,479,512

損益計算書の要旨

（自　平成22年８月１日　至　平成23年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	140,455
営業費用	98,046
営業利益	42,408
営業外収益	26
営業外費用	1,329
経常利益	41,106
税引前当期純利益及び法人税、住民税及び事業税	41,106
当期純利益	477
繰越利益	40,629
当期未処分利益	—
当期末処分利益	40,629